

政令第 号

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号口中「（電源）」を「及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源）」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を一層推進するため、有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン受信機を特定家庭用機器に加える必要があるからである。